

【 (仮)富士市まちづくり活動推進条例の構成案 】**前 文**

雄大な富士山の麓にいだかれた、わたしたちのまち、富士市における住民主体の地区まちづくり活動は、これまで多くの先人達の英知により、豊かに、そして、活発に行われてきました。

地区それぞれの特色を活かし、長年積み重ねてきた独自の活動の数々は、多くの人々の心の中に地域愛を育み、地域を愛する人々のつながりが地域の力を高め、富士市の活力の源になりました。

今を生きるわたしたちには、この活力ある本市の地区まちづくり活動を、次の世代へと確実につなぎ、まちの未来を明るく、魅力あふれるものにしていく務めがあります。

しかしながら、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来や、ライフスタイルの多様化などから、人と人の距離が離れつつあり、市民の地域への関心も薄れていくことが危惧されています。

このような課題と向き合い、「地域の課題は、地域が解決する。」という自主、自立の精神の下で進める地区まちづくり活動の意義を確認し、地区と行政とが連携して地域コミュニティの活性化に取り組んでいくことがますます重要となってきました。

また、今後も変わらず、元気な活動を進めていくためには、市民一人ひとりが地域のことを他人事にせず、年齢や性別、世代、あるいは団体や組織等の垣根を越え、誰もがお互いを尊重し、それぞれの違いを活かして、地域のために力を合わせていくことが必要となります。

このため、わたしたちはここに、富士市における住民主体の地区まちづくり活動の理念を共有し、市民誰もが生き生きと、誇りを持って、地域の今、そして未来のため活躍できる、持続可能な地区まちづくり活動の推進に向けて、この条例を制定します。

第1条 条例の目的

この条例は、市民等による主体的な地区まちづくり活動を尊重し、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、地区まちづくり活動の基本理念や、まちづくり協議会の設置、市の支援等を定め、市との協働のまちづくりを推進することで、未来にむかって、元気な地区まちづくり活動を進めることを目的とする。

第2条 用語の定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 おおむね小学校の通学区域を範囲とする区域をいう。
- (2) 市民等 市内において、居住する人、事業を営む人並びに働く人、学校に通学する人、及びこれらの人で組織する団体をいう。
- (3) 地区まちづくり活動 地区の市民等が、より活力ある明るい地区を作るため、お互いに協力し、自主的に活動することをいう。
- (4) まちづくり協議会 地区まちづくり活動を中心かつ主体的に行うため、地区の市民等により構成された組織をいう。

第3条 地区まちづくり活動の基本理念

地区まちづくり活動は、市民等の自発的かつ主体的な取組によって推進する。

- 2 地区まちづくり活動は、市民等が等しくまちづくりの担い手として、その活動に参画する権利を有するものとして推進する。
- 3 地区まちづくり活動は、市民等と市が対等な関係で、それぞれの活動を尊重するとともに、お互いの役割を理解して推進する。

第4条 まちづくり協議会の設置

各地区にまちづくり協議会を置く。

- 2 まちづくり協議会は、次の各号に掲げる要件を満たすよう努めるものとする。
 - (1) 地区の市民等で構成された組織であること。
 - (2) まちづくり協議会を民主的に運営するために必要な事項が、規約等に定められていること。
 - (3) まちづくり協議会の役員は、その構成する市民等の意思に基づいて承認されていること。
 - (4) 構成する市民等が、地区の将来像を共有し、計画的な事業運営を進めるため、まちづくり行動計画が策定されていること。

第5条 市民等の役割

市民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、自らの地区に関心を持つとともに、地区の発展に向けた取組に、参画するよう努めるものとする。

第6条 市の役割

市は、第3条に規定する基本理念に基づき、市民等の自主性を尊重しつつ、地区まちづくり活動の活性化を図るため、必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、前項の実施にあたり、市民等の意見の反映に努めるものとする。
- 3 市は、市民等が地区まちづくり活動を円滑に推進できるよう、施策に基づく必要な支援を行うものとする。

第7条 まちづくり協議会の役割

まちづくり協議会は、地区まちづくり活動の活性化に向け、地区の特性を活かした主体的な活動を推進するものとする。

- 2 まちづくり協議会は、地区課題の解決に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 まちづくり協議会は、市民等が参画しやすく、透明性の高い運営に努めるものとする。
- 4 まちづくり協議会は、持続可能な地区まちづくり活動に向けて、次代を担う人材育成に努めるものとする。
- 5 まちづくり協議会は、地区内の市民等の交流を通じて絆づくりを進めるとともに、地区内外で活動する団体や組織との相互連携に努めるものとする。

第8条 まちづくり協議会と市の役割分担

まちづくり協議会は、地区まちづくり活動を推進し、市は、まちづくり協議会が解決できない課題について補完するものとする。

第9条 まちづくり協議会に対する市の支援

市は、第6条第3項に基づき、まちづくり協議会に対して、次の各号の掲げる支援を行うものとする。

- (1) 予算の範囲内において、地区まちづくり活動に対する財政的支援をすること。
- (2) 地区まちづくり活動の担い手づくりのための人材育成を支援すること。
- (3) 地区まちづくり活動を進めるための必要な情報を提供すること。
- (4) 地区まちづくり活動の拠点において、事務局機能の充実に向けた支援をすること。

第10条 まちづくり協議会の活動拠点

まちづくり協議会の活動拠点は、地区まちづくりセンターとする。